

## デジタル変革時代の電波政策懇談会(第9回)

### 議事要旨

#### 1. 日時

令和3年8月27日(金)10:00~11:30

#### 2. 開催方法

WEB会議による開催

#### 3. 出席者(敬称略)

##### 構成員:

飯塚留美(一般財団法人マルチメディア振興センターICTリサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター)、北俊一(株式会社野村総合研究所パートナー)、宍戸常寿(東京大学大学院法学政治学研究科教授)、篠崎彰彦(九州大学大学院経済学研究院教授)、寺田麻佑(国際基督教大学教養学部上級准教授)、藤井威生(電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授)、藤原洋(株式会社ブロードバンドタワー代表取締役会長兼社長CEO)、三友仁志(早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)、森川博之(東京大学大学院工学系研究科教授)

##### 総務省:

武田総務大臣、新谷総務副大臣、竹内総務審議官、二宮総合通信基盤局長、吉田情報流通行政局長、巻口サイバーセキュリティ統括官、鈴木大臣官房総括審議官、藤野大臣官房審議官(国際技術・サイバーセキュリティ・情報流通行政担当)、野崎電波部長、林総合通信基盤局総務課長、新田技術政策課長、木村事業政策課長、荻原電波政策課長、小津基幹・衛星移動通信課長、翁長移動通信課長、中里電波環境課長、三木監視管理室長、木村重要無線室長、田中移動通信課移動通信企画官、折笠認証推進室長、寺岡電波利用料企画室長、井出新世代移動通信システム推進室長、柳迫電波政策課企画官、田畑電波政策課室長

#### 4. 配付資料

資料9-1 「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書(案)」に対する意見募集の結果  
(概要)

資料9-2 デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書(案)

資料9-3 デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書(案)概要

参考資料9-1 第8回会合における主な意見

参考資料9-2 「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書(案)」に対する意見募集の結果

#### 5. 議事要旨

##### (1) 開会

##### (2) 新谷総務副大臣挨拶

##### (3) 議事

##### ①「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書(案)」に対する意見募集の結果について

「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書(案)」に対する意見募集の結果について、資料9-1に基づいて事務局から説明が行われた。

##### (飯塚構成員)

公共用周波数等WGでは、政府関係機関等が使用する公共業務用無線局のデジタル化や、複数機関による周波数の共用化に向けた調整が、省庁横断で短期間のうちに実現したことは、非常に大きな成果だった。公共用周波数については、一般的に、携帯電話用周波数のように新規の周波数需要も少なく、主要な先進国においても経済的な対価の負担を求める仕組みはなく、行政コストベースの電波利用料のような負担も免除あるいは減免されている国が多い状況にある。国内外をまたがる電波利用ビジネスが一層広がる中で、国際的にも整合性のある電波利用制度を整備していくことが不可欠である。したがって、公共用周波数の有効利用については、今回の公共用周波数等WGが行ったように、第三者による客観的な評価を徹底し、その結果を公表するとともに、その利用周波数について他に需要が顕在化している場合には、移行・廃止・共用を求め

ていくような、有効利用のインセンティブがしっかり働く仕組みを構築することが重要である。

また、移動通信システム等制度WGについては、利害関係者間で質疑応答が直接できる場を設けて、率直な意見交換ができたことは大変有意義であった。しかし立場の違いにより考え方に隔たりがあったことも事実であった。報告書(案)には、今年の夏から早急に更なる検討の深掘りを行っていくと明記されているので、今回の当事者間でのやり取りを通じて顕在化した個別課題について、早期に合意形成が図られるよう、具体的に検討する体制を早急に整えるようお願いしたい。

最後に、今後の5GやBeyond 5Gの整備の在り方に関連してコメントする。5Gが従来のコンシューマ向けサービスにとどまらず、様々な社会インフラへの実装が進むことで、携帯電話事業者だけでなく、多様な主体によるインフラ整備が見込まれている。これに伴い、基地局サイトのインフラ設備を共用するニーズというのが高まっていくことが予想される。海外においては、ルーラル地域のエリア整備のためにインフラシェアリングを活用したり、インフラシェアリングを専業とする事業者が基地局サイトのインフラ設備を共用ベースで提供したり、あるいは自らが電波免許を取得して、共用ベースで周波数のアクセスサービスを提供する、いわゆるニュートラルホストと称されるビジネスモデルも登場している。こうした海外事例を参考にし、インフラシェアリングに係る技術的かつ制度的な課題を整理し、具体的なルール整備の方向性を早期に示していくことが重要と考える。

(北構成員)

修正案に関して異論はない。電波利用料関連の研究会への参画は、今回で5回目となるが、今回は大変大きな収穫があった会合だったと言えると思う。

公共周波数の有効利用について、多くのシステムについて、廃止・移行・共用、あるいはデジタル化といった道筋をしっかりと付けたことは、大変大きな成果である。また、第1回会合で申し上げた周波数の縮減、共用・移行・再編・取消しを機能的に行うための普遍的なルールや、プラチナバンドを含む周波数の再割当てについても検討を行っていただいた。更に、電波の有効利用の促進とモバイル市場における公正競争の確保を紐付けたことも、今後のモバイル市場の活性化につながっていくと考える。

その一方で、第1回会合において、電波利用料の算定方式について非常に複雑化・不透明化しているため、よりシンプルで透明な仕組みへと見直しを抜本的に図るべきと申し上げ、多くの関係者からも同様の発言があったが、結局、中身についてほとんど議論する時間はなく、現在の料率

算定の枠組みを維持するということになった。これは、次回への大きな課題だと思う。

また、周波数の経済的価値を踏まえた割当てについては、まずは現行の特定基地局開設料制度の運用状況を検証していくことが必要ではあるが、割当てプロセスがより透明で客観的であるオークションについては相変わらず、引き続き調査していくということにとどまっている。先の規制改革推進会議の投資等WGでも、河野大臣らから指摘されたように、OECD37か国中、オークションを導入していないのは日本だけである。オークションのデメリットばかり言及して、導入を拒み続けるのではなく、どうしたら日本らしい導入ができるのか、どうしたら入札額の高騰を抑えるような制度設計ができるのか、これを検討するときに来たと考えている。なお、ここで私が申し上げているオークションというのは、携帯電話用周波数のオークションであって、放送用周波数については考えていない。

また、先ほど述べた電波の有効利用の促進とモバイル市場における公正競争の確保を紐付けることは、この割当て時に新規参入を優遇するような仕組みを、より導入しやすくなるという効果が認められる一方で、例えば、現在最終取りまとめ中の競争ルールの検証に関するWGにおいて、ロックイン効果が強いことで問題視されている旧端末購入サポートプログラムの解消への自主的な取組をすることについて、今後の周波数割当ての審査に活用するという文言が加えられている。これは誤解を恐れずに言えば、周波数割当てを人質に取って事業者に言うことを聞かせていると言えるのではないかと私は検証WGの構成員として、若干違和感を感じている。つまり競争政策と電波割当ての紐付けについては、その解釈が拡大しないよう、運用に関してしっかりと第三者による検証や議論を行った上で、慎重に審査項目に盛り込むべき内容を精査していく必要がある。もちろんオークションを入れれば、そもそもそんな検討も不要になるが。

(宍戸座長代理)

第一に、今回の懇談会では、今後の周波数需要が急増する携帯電話用周波数について、競願があった場合や十分有効利用されていない帯域などについて、特定基地局開設料制度に基づく周波数の再割当制度の導入、経済的な対価を負担いただく仕組み、そして円滑な周波数移行を促す方法として終了促進措置を活用した新たなインセンティブの仕組みが提言できたのは、非常に画期的だと考えている。

第2に、5G等の電波の安全性とその理解の促進についても、この電波政策懇談会で一定の整理ができたことは、非常に貴重なことだと思っている。5Gなど新しい電波の技術が進んでくる中で、その安全性をしっかりと確保するということは、今後、高度のモバイル通信が社会のインフラとなる

中で、国民の信頼を得る上でも極めて重要である。安全性についての理解の促進について、政府と事業者が一丸となって取り組んでいくことを期待する。

第3に、先ほど事務局から資料9-1のとおり、意見募集の結果について説明があった私が主査を務めた移動通信システム等制度WGの報告事項についても、通信事業者などの皆様から多数意見をいただいたところ。そのうち1か所、修正の提案があった。具体的には資料9-1の45頁のとおり、電波の利用状況調査の改善について、NTTドコモから、第三者による評価も視野に検討する必要があるという意見をいただいている。報告書(案)では、周波数の再割当てを実施するために、透明で客観的な基準を定めて絶対評価を導入する必要があるということを提言しており、今後、客観的なデータに基づいて、周波数の有効利用度合いを可視化することが重要である。その点でこの意見は非常に適切なものだと考えられる。したがって、報告書(案)に、今後、電波の利用状況調査の評価に係る透明性・客観性を担保するため、第三者による評価について検討する必要があることを追記することは、適切であると考え。電波行政が、行政の裁量あるいは電波の割当てを受けた事業者と行政当局の間での、いわゆる虜理論のような世界になって、電波の公共性をないがしろにすることがないようにすることは、今後の社会において非常に強く要請される場所だと思う。その意味で、帯域別トラヒックのデータも含めて、今後の具体的な検討については、この報告書を踏まえて総務省において進めていただきたい。

最後に、資料9-1の39、40頁のとおり、周波数の再割当てに係るプラチナバンドの個別課題の検討について、一部の事業者の方々から、制度整備を実施した後に着手すべきであるとの意見があった。しかしこの点については、移動通信システム等制度WGの議論でも、普遍的な制度をまず検討してからという形で議論を止めるべきでないとの趣旨から、普遍的な再割当て制度の整備を待つことなく、令和3年夏から早急に更なる検討の深掘りを行うことが報告書(案)に盛り込まれ、この親会においても了解を得たものと考えている。制度WGでの事業者の意見や、WG及び親会議での議論の経緯を尊重して、総務省において更に丁寧に意見を伺いながら、速やかに検討を開始していただきたい。

(篠崎構成員)

今後の電波利用について、昨年11月から僅か9か月間で、大変意欲的な取組がなされたと思う。特に、電波を、経済価値を有する有限希少な資源と位置づけ、経済社会の活力を取り戻して成長に欠かせないものだと位置付けたことは重要である。その中で、これまで未整備だった周波数の再割当てについて、事業者も含め、大変活発で熱心な議論が重ねられ、大枠で納得が得ら

れて制度の空白地帯を埋めることができた点では、大変画期的であった。

それを踏まえ、今後の運用に関して2点要望がある。

1つは、これはあくまでも基本方針なので、今後やはり具体的な運用でよりよいものにしていくこと。制度設計というものは運用でどんどん積み重ねていくものであり、透明性・客観性を保ちながら公正な運用がなされていくことは、とても大事である。特に現時点で密に利用されているプラチナバンドについて、利害が錯綜する中で、今後具体化していくときにこの精神を生かしてほしい。

また、オークションについて、資料9-1の49頁目にあるQualcommの「周波数オークションは市場の周波数の評価を表しており、周波数を割り当てる一般的な手段である。当局はオークションの設計にある程度柔軟性を持っており、国の独自の政策目標と市場の状況に合わせた特定の目標を組み込むことができる。」という意見は、世界の目で見たら当たり前のことである。したがって、メリット・デメリットを調査するというときには、初めに結論ありきでネガティブバイアスがかからないように、経済価値を有する有限希少な電波という資源を有効活用して、経済社会の活力を取り戻す、というこの懇談会の基本方針を、ぜひ意識していただきたい。

現時点の話だけではなく、高周波数帯の利用の開発についても盛り込まれ、国際的な連携や協力が当初の議論でかなり熱心になされていた。こういった取組において、現状の調整に加えて、新たな開拓をしていくところで日本がリードしていくべきことになるので、この点はより前面に打ち出しても良いと思う。

最後に、国際的に色々なプレーヤーと連携し、研究開発し、実際に実装し、ビジネスに生かしてグローバル展開するという観点からも、日本の産官学が熱心な議論をしてこの報告書をまとめたということは、対外的にも発信していく必要がある。懇談会に参加されている皆さん、産官学それぞれで、色々な国際的な活動の中で発信する機会が多いと思うので、エッセンスの部分だけでも英語の資料があると、日本はこういうことに今熱心に取り組んでいるということが伝わるので、可能な範囲で英語の情報発信に必要な資料も準備していただけると良いかと思う。

(寺田構成員)

短い期間の中で非常に重要な提言がされているものと評価できるものとする。

まず、公共用周波数について、利用状況の見える化が進んでいることは、大変評価すべきことである。同時に、やはり災害大国日本においては、もちろんその廃止や共用を進めるということも大事だが、例えばそのデジタル化がどうしてもできない部分があるといった点はしっかりと理解して、維持をすべきである。また、共用を進めるものの、非常時にも必要となる公共用周波数は、常

に余裕を持って維持すべきであると思う。

また、電波有効政策ということで、今回、かなり手堅く、公平かつ透明性を持った制度整備がされることは、大変評価すべきものだと思う。この点について、先に普遍的なルール整備をするということが強調されているように見えるが、これはルール整備に何年も時間をかけるということではなく、すぐに再編について客観的かつ透明性を持った形で評価を進めていくことだと理解しているので、これからしっかりと進めていただきたい。この点について、例えば第三者による評価などをしっかり報告書にも追加したことも評価すべきだと思うが、行政法学の観点から透明性という点では、例えば行政庁が評価基準を請求されたら必ず公表できることや、懸案になった場合には電気通信紛争処理委員会を利用するといった手続の仕組みなどが関係者、事業者に対して分かりやすく公表し、もし変更があれば変更をすぐに告知するなどの手続面の整備を強化することが重要だと思う。

それから、オークション制度についてはたくさんの意見があったが、まず大事なのは、例えばモバイル通信については質の高いモバイル通信システムを維持していくということが一番に来るべきということである。もしオークション制度を検討するとして、その際は、携帯電話用周波数に限ってオークション制度を導入するのではなくて、放送用も含めてオークションを設計するのだと理解している。その場合、知る権利の保障などの非常に重要な部分にも関わるので、各国の失敗事例なども含めて慎重に検討していくべきである。

最後に、電波有効利用に関係する基礎的な人材育成や、研究開発に関係する様々な制度整備も非常に重要である。また、海外への発信という意味では、英語での発信も大事であるので、様々な国際会議で積極的に発言し、省庁でも発表していくことが重要である。

また、プラチナバンドが今問題になっているが、プラチナバンド以外の周波数帯も十分に利用ができるように、技術開発をしっかり進めていくことも大事である。

(藤井構成員)

まず初めに、今回報告書では、Beyond 5Gの研究開発の促進について明確に示している。今までの総務省の取組は、短期的な取組が非常に多かったが、今回、中長期での日本の研究開発力を高めていくことも盛り込まれているので、総務省にも、具体化を含めていろいろと検討いただきたい。

2つ目としてダイナミック周波数共用は、令和3年度から本格実施する準備が進んでいると理解している。これについては、まだ特定のシステムに限られているので、適用システムの増加や、帯

域の拡大、更により稠密な時空間の利用など、今後の発展に期待する。特にローカル5Gの広域化や地域BWA帯域の全国バンド化にダイナミック周波数共用の考え方が入ると、より円滑に、かつ既存システムを保護したまま使えるという可能性もあるかと思うので、開発を含めて継続的に検討を進めていくのが有効ではないかと考える。

3つ目として、電波の再割当てについて、再割当ての制度を普遍的な仕組みとして整備する方向性が示せたのではないかと考えている。一方、事業者間では個別の事項に対して異なる主張も多数残っている。ぜひこれは事業者目線ではなく、ユーザー目線に立って議論を進めていただきたい。更に今後、具体的な制度設計を行っていく際にはバランスも重要であると思う。新規投資の抑制を生むことなく、国民の利益にかなう携帯電話のサービスができるように、運用及び制度設計の具体化については積極的に進めていただきたい。

最後に公共周波数の再編について、WGの報告を見ると、公共周波数の再編においてかなり具体的な移行候補が多数出てきたことは、大変評価すべきところであると思う。今後はこの移行に向けて具体化が必要になるため、公共安全LTEへの移行といった新しいシステムの積極的な運用本格化の取組も推進していただき、今回の取りまとめを基に、新しい電波制度が根付くように進めていただきたい。

(藤原構成員)

省庁の有識者会議でありがちな現状維持ではなく、本当に変革のための報告書ができたという感想を持っている。変革というのはそもそも継続するものであるもので、課題が残っていることも含めて、今回の報告書は変革のための報告書になっていると感じる。電波が経済発展のためであるという観点で、5点、この報告書が変革の報告書になった理由を考えた。

第一に、制度設計と研究開発投資、Beyond 5Gも含めて大事なことは、テクノロジートレンドを正確に反映させることだと思う。5つのテクノロジートレンドの視点で見ると、一点目は情報通信アーキテクチャーが変化していること。これはかつての交換機やルータースイッチの時代から、仮想化などのコンピューティングテクノロジーに移行しているということであり、ハイブリッドクラウドとエッジコンピューティングのトレンドが反映されている。2点目は、5GからBeyond 5Gへの進化とともに、宇宙通信のコモディティー化を展望している報告書になっていること。3点目は、AI(人工知能)や機械学習技術が、あらゆる技術の分野に浸透していることが反映されていること。4点目は、サイバーセキュリティの重要性が盛り込まれていること。5点目は、データ技術が進化しているということが反映されていること。データベースではなくてデータマネジメントという視点が、研究開発も含

めて入っていたと思う。

大きな2つ目として、プラチナバンドを含む、周波数の再割当て問題に、具体的な解決策を提示していると思う。

大きな3つ目としては、賛否両論があった地域BWAの取組を踏まえ、ローカル5Gの進化の方向性を提示できていると思う。

大きな4つ目としては、利害対立のあるダイナミック周波数共用の問題に対し、踏み込んで解決の方向性を提示していると思う。

最後に大きな5点目としては、電波利用料の徴収と使い道に関して、現状の課題を踏まえた上で、きちんと方向性を提示できていると思う。研究開発など未来への投資も含めて、電波利用料の正しい方向性を見いだせたと思う。

(森川座長代理)

とても意欲的な、かなり踏み込んだ報告書になっていると思う。例えば公正競争の確保の視点が入って、再割当ての恒久的な仕組みの考え方が示されていることや、電波の利用状況調査に対して、その透明性や客観性を担保するための第三者による評価といった方向性も示されていること、また公共用周波数の有効利用に関しても、PS-LTEなどについて他の省庁と踏み込んで議論がされていること等、非常に包括的に、かなりそれぞれ踏み込んだ報告書になっていると思う。

3点要望がある。1点目として、一つ一つの事項の具現化に関して、「仏を作って魂入れず」という言葉があるが、現状仏を作った段階であり、これから多くの方々の知見も入れながら、すばらしい魂を入れていっていただきたい。

2点目として、制度整備を待たずに、検討できるところは、本懇談会の後、すぐにでも検討を始めていただきたい。

3点目として、研究開発とか知財・標準化の促進に関して、技術で勝ってビジネスで負けるということが従来から言われている。研究開発、知財・標準化、Biz Dev(事業開発)の三位一体を意識しながら、多くの方々の知見を取り入れながら、試行錯誤しながら進めていっていただきたい。特に日本の強みはいろいろとあるが、ユーザー企業が幅広く分布、存在しているということも強みだと思うので、どのように巻き込んでいけば良いのかも、多くの方々の知見をいただきながら考えていただきたい。

(柳迫企画官)

まず、大谷構成員からのコメントを代読する。

「5Gサービスの開始時点での出遅れが、デジタル敗戦の一事象としてやゆされることもあったが、5G関連のインフラ整備やローカル5Gの普及を見ても、内実を伴った新たな日常を支える電波政策が進められていると評価して良いと思う。

今回の報告書では、周波数の再割当制度の導入に向けて、貴重な資源である電波の有効利用と競争促進を両立させ、デジタル変革の促進につながり得る考え方の整理が適切になされたと考える。移動通信システム等制度WGの皆様の御健闘に厚く感謝を申し上げる。

今後、再割当制度の具体化のために、透明性や予測可能性に加えて、技術革新を損なわないスピードが求められていることを踏まえ、総務省のさらなる御奮闘をお願いします。加えて、関係する事業者が電波の利用状況調査の精緻化に御協力いただき、利用実態を正確に把握するための共通の物差しの導入について、積極的な関与をしていただくことが特に重要だと思う。

第1回の会議では、僭越ながら、社会的課題の解決のために電波政策が担っている役割の大きさについて述べさせていただいた。その考えについては今も変わっていない。報告書の22頁に、ワイヤレスによる課題解決の領域と対応するSDGsについて、4年前にまとめられた表を再掲していただいたので、今般の検討結果がどのように社会的課題の解決に資するのか、多くの電波利用者に実感してもらえるように、今後とも成果を分かりやすく発信していくことも重要だと考える。」

次に、高田構成員からのコメントを代読する。

「三友座長、構成員の皆様、事務局の皆様には、報告書の取りまとめに当たった御尽力に感謝する。

今回、公共用周波数等WGの主査を務めさせていただいた。システムの更新によって、公共業務がこれまで以上に公共の福祉を増進することが、電波法の趣旨に鑑みても最も重要なことと考える。総務省には、ぜひそのための支援をお願いします。」

(三友座長)

事務局から示された考え方及び報告書(案)の修正をこの場で承認したい。異議はないか。

(各構成員から異議なし)

(三友座長)

報告書(案)及びその修正をこの場で承認させていただく。

締めくりに当たり、座長の私からもコメントを申し上げる。

まず、構成員の皆様にご心からの感謝を申し上げたいと思う。皆さんの積極的かつ建設的な意見により、電波政策の新たな一步を踏み出すことができた。コロナ禍の中で会議を進めたため、ほとんどオンライン開催になったが、毎回多くの構成員に参加いただき、また、場の雰囲気をご共有しない分、かえって本音で発言いただけたと思う。その点はオンライン会議のメリットではないかと思う。

懇談会と並行して開催された公共用周波数等WG、移動通信システム等制度WGの2つのWGでは、個別の課題について深い議論を進めていただいた。主査を務めた高田先生、そして宍戸先生の御尽力に感謝を申し上げます。また、各WGで積極的な議論を進めていただいた構成員の皆様にも感謝をしたい。

更に、関連する事業者の皆様のご理解と協力も不可欠だった。個社の立場はあると思うが、今回の取りまとめに関して前向きに協力いただいたことに感謝する。

事務局には懇談会の議論をよくまとめ、精力的に作業を進めていただいた。この場を借りて、その労に感謝する。

今後、電波の利用がますます高度化し、その価値は一層高まっていくということは疑いないが、高度利用の前提として最も重要なことは、この懇談会で繰り返し強調されたように、電波が効率的にかつ効果的に利用されているかを随時確認することである。そのためには、電波利用の可視化、透明性の確保が不可欠である。そしてその評価のためには、利用状況の開示と説明が必要であり、更にはそれを受けて、透明性、客観性のある評価の枠組みを構築することが必要である。今回こうした方向にかじを取ることができたのは、大変有意義であったと感じる。

また、周波数の再割当制度の導入に関連して、宍戸主査をはじめとして皆様にご尽力いただき、報告書の別紙にあるように、いわゆるプラチナバンドの周波数が移行する場合の個別課題として整理をしていただいた。再割当制度の方向性は、これまでの議論を尊重する形で報告書において示されている。関連の個別の課題も具体化、顕在化していることでもあるので、制度整備を待つことなく、本報告書の取りまとめをキックオフとして、総務省において早急に個別課題の検討の深掘りを進め、今後のアクションに向けた具体的な準備を進めていただきたい。

提言や検討すべき課題は、掘り起こして終わりではない。今後フォローアップの場を設けるなど、着実に実現するためのプロセスを確認し、具体化していただきたい。

今回積み残した案件、また実際に検討に当たって、どうも後ろ向きと思われる案件があったことも事実である。私が数年前に参加した国際会議で、あるアジアの中心国の電波政策の担当者から、電波に関してもう日本から学ぶことはないと言われたことが、私は非常に強く印象に残っている。これらの国から日本を見直したと言われるように、引き続き尽力する必要があると思う。

(宍戸座長代理)

総務省での様々な検討において、電気通信事業政策と電波政策、電気通信事業法と電波法、その関係をどう整理し、同期を取って、電波の公共性や、電波を利用した電気通信サービスの国民にとっての利便性を高めていくかが、今回の検討でも非常に重要であったので、この懇談会での検討を超えて、引き続き総務省においては、その点に留意いただきたい。

(篠崎構成員)

この後報告書を踏まえて、具体的には電波法の改正とかの作業に入っていくのか。作業の様子が分かれば教えていただきたい。

(柳迫企画官)

本報告書の提言を踏まえて具体的な制度化等を進めていくことになるが、その一環として、電波法の改正も視野に入れた検討を進めていきたい。

(三友座長)

制度的にも早く形を作った方がいいということだとは思いますが、それだけではなく、今回この報告書で出された提言について、実際にフォローアップを行い、これが前に進んでいくような仕組みづくりを是非していただきたい。そのフォローアップの場について、事務局に今、何か考えはあるか。

(柳迫企画官)

今後この提言を踏まえて制度化や政策実施の検討を進めることになるが、引き続き、構成員の皆様への進捗状況の報告や御意見を伺う機会として、必要に応じてフォローアップ会合を開催したい。

(5) 武田総務大臣挨拶

(6)閉会

以上